

番号	3 (1) ①
項目	残されたすべての教室・管理諸室へのエアコン設置を行うこと。 既設のエアコンの不具合は無条件で修理すること。
(回答) 現時点で空調機が未設置の教室等における空調機の必要性に関するご要望については、大阪府教育庁との協議の中で申し送りを行っておりますので、改めてご要望をお伝えいただきますようお願いしたいと考えております。 既設のエアコンについては、定期的に点検・修理を行っており、不具合が発生した場合は学校契約の金額範囲内での修理について、対応を行っているところであります。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課

番号	3 (1) ②
項目	病気や障がいなどで車椅子や松葉づえで通学している生徒は多数います。電動車椅子を階段昇降機で移動している生徒、教職員が車椅子を持ち上げ階段を上り下りしているのが高等学校の現状です。事故が起こってからでは遅過ぎます。車椅子の生徒や定時制に通う高齢者等が安心して学べるようエレベーターの計画的な設置をすること。
(回答) 本市では「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、車椅子等の使用により階段昇降が困難な児童生徒が、よりいきいきとした学校生活を送れるようにするため、エレベーターを設置してきております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課

番号	3 (3) ①
項目	付添出張に関わる費用については、食事料を含め全額実費支給を行うこと
(回答) 平成 29 年 4 月 1 日に給与負担等の権限が本市に移譲されたことに伴い、大阪市の旅費制度に則り取扱うこととなりました。 なお、大阪府では、引率業務を遂行するうえで必要と認められる交通機関についての利用を認め、旅費を支給していることから、大阪市においても同様の取り扱いとなるよう調整いたしました。 食事料につきましては、大阪府においては平成 20 年度に食卓料廃止、大阪市においても平成 25 年度より廃止されており、その取り扱いに変更はございません。ご理解賜りたく存じます。 今後とも、旅費制度におきましては、大阪府及び大阪市全体の動向の中で対処してまいりたいと存じます。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター給与・システム担当

番号	4（１）
項目	地震や大雨の際に、振り替え輸送が行われないにもかかわらず、別ルートで通勤したことにより持ち出しとなった交通費を弁償すること。
（回答） 災害時における交通費については、通勤手当として支給することは困難でございます。災害発生時の対応については、市全体の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。 なお、令和４年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で勤務する教職員については、大阪府の制度が適用されることとなります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (2)
項目	実習助手の賃金を抜本的に見直すこと。中でも、税源移譲に伴い生じた 2 表 1 級の賃金・給与面の扱いにおける不利益の解消を早期に行うこと。また、現在の総括実習助手任用制度についても、新たな制度議論を市高教と至急行うこと。
(回答) 実習助手につきましては、主務教諭制度の導入に併せて、職務給の観点から給与処遇面については 2 級の 65 号を上限としつつ、円滑なキャリア形成に資する観点から、総括実習助手選考の対象者に関する年齢下限を大幅に引き下げ、その門戸を大きく広げたところでございます。 更には、総括実習助手のうち、教員免許状を有する者については、主務教諭選考を受験いただくことで、昇給が頭打ちすることなくキャリアアップすることができるよう制度設計をしており、当時、既に組合提案させていただいたうえで、実施しているところでございます。 また、制度導入時にすでに上限号給を超える号給を受けていた者につきましても、経過措置として当該号給を維持しております。 いずれにいたしましても、今後の総括実習の任用制度につきましては、大阪府の制度に基づいて行われるものと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (3)
項目	期限付講師などの賃金については、正規教員との均等待遇の原則にたち、職名を教諭とし教育職給料表の2級を適用するとともに、賃金の上限を大幅に改善すること。
(回答) 教諭の代替につきましては、講師を任用しております。 講師に適用される給料表につきましては、1級としているところでございます。 常勤講師の給与につきましては、本務教員との均衡を考慮し、本務教員が昇給可能な年齢までの前歴を加算できるよう、高等学校等教育職給料表においては140号給から157号給へ、令和2年度より引き上げたところでございます。 賃金の上限の改善につきましては、令和4年度に高等学校が大阪府に移管されることから、今後は大阪府の制度に基づいて行われるものと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4（4）
項目	「人事考課制度」等、成績主義による<u>給与・手当の差別支給</u>を廃止すること。
（下線部のみ回答） 評価の給与反映につきまして、これまでも「評価・育成システム」において給与等への反映を行ってまいりましたが、本市職員基本条例においても「人事評価の結果は任用及び給与に適正に反映しなければならない」「昇給及び勤勉手当については、人事評価の結果を明確に反映しなければならない」と規定されております。 なお、令和4年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府に採用される教職員については、大阪府の制度が適用されることとなります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (7) ⑬
項目	事務室や管理作業員、養護補助等のアルバイト職員の賃金を大幅に増額すること。また、交通費について実費全額支給とすること。
(回答) アルバイト職員につきましては、令和2年4月からの会計年度任用職員への移行に伴い、事務職員及び管理作業員の会計年度任用職員の報酬は、職歴に応じて報酬額を決定する仕組みとしたこと並びに、当年度6月以上の任用がある場合には、期末手当の支給対象とするなど処遇の改善に努めております。 学校保健統計集計員（養護事務補助）につきましても、令和2年4月からの会計年度任用職員への移行に伴い、日額7,480円から7,737円に増額してまいりましたが、令和4年度に高等学校が大阪府に移管されることから、今後は大阪府の制度に基づいて行われるものと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (8) ①
項目	労働安全衛生法にもとづいて、快適な職場環境の形成のために、すべての職場の労働安全衛生委員会を実効あるものとして機能させること。そのために引き続き衛生管理者の養成をすすめること。
(回答) 労働安全衛生管理体制につきましては、平成 17 年 4 月 1 日に関係諸規程の整備を行うとともに、産業医につきましても選任を行い、全校園への配置を行ってまいりました。 各学校園での体制整備に際しましては、教育委員会といたしまして学校園に対し、設置の必要性、趣旨、目的などの説明を行い、設置にあたっての意識の浸透を図ってきたところで す。 各学校園における安全衛生委員会について、設置状況、活動状況の調査の実施や、議事記録の報告を求めるなど、その活性化を図るべく周知を行ってまいりました。 令和 2 年 4 月には、校園における労働安全衛生体制の整理を行い「学校園における労働安全衛生管理体制の手引き（衛生管理者・衛生推進者用）」を作成し、各校園あて送付しました。 令和 4 年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で勤務する教職員については、大阪府の安全衛生管理体制に基づき、快適な職場環境づくり等安全衛生活動が適切に講じられることとなっております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (8) ②
項目	教職員の定期健康診断は、ガン検診を必須検査とし、眼底検査を追加するなど検査項目の充実を図ること。また、脳ドックを無料で実施するとともに、女性関連検診（子宮ガン、乳ガン、骨粗鬆症など）を充実させるとともに、インフルエンザ予防接種のための予算措置をすること。
(回答) 教職員の定期健康診断は労働安全衛生法等並びに学校保健安全法に基づき実施しております。現在実施している胃検診を除き、その他のがん検診ならびに眼底検査を追加することにつきましては、現状では困難な状況にあります。 また、脳ドックの無料実施、および女性関連検診、インフルエンザ予防接種につきましても、現状では実施困難な状況にあります。 令和4年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で採用される職員については、大阪府で行うこととし、大阪市から派遣される職員については、大阪府で行うこととなります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (8) ④
項目	<u>増加するメンタルヘルス不調の対策を強化するためにストレスチェックを有効活用すると共に、職場復帰が円滑にすすむようリハビリ勤務制度を確立するとともに、復帰後の業務負担軽減のための人的措置を大きく拡大すること。</u> メンタルヘルス対策事業については、相談窓口の設置、各種研修会の開催、普及啓発など、様々な事業に取り組んでおります。具体的には、全教職員を対象にセルフケア等メンタルヘルスに関する啓発を目的に「こころとからだのお話」の配付、「管理監督者向けメンタルヘルス研修（平成 24 年度からラインケア研修として実施）」の開催、「管理監督者向けメンタルヘルス相談事業」等、取り組みを開始してまいりました。 平成 23 年 4 月に「大阪市教職員心の健康づくり指針」の策定及び「大阪市教職員のためのメンタルヘルスハンドブック」を作成し、全学校園に通知してきました。さらに、「メンタルヘルス相談事業のご案内」を全教職員に配付し、各種セルフケア研修も実施しております。 令和元年度末から、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により、集合研修は見合わせ、資料配布による研修となっておりますが、国内の感染状況を鑑み、集合研修の再開あるいは集合研修に代わる新たな研修方法での実施により、今後もメンタルヘルス対策の充実に努めてまいります。 また、メンタル不調による病気休職から、円滑かつ安全な復職と就業継続支援を目的に「職員復職支援事業」を実施しております。復職審査会前に、教育委員会産業医の面接を実施し、復職及び就業上の措置に関する計画を立て、復職後は必要に応じて、就業上の措置を実施し、職場復帰を支援しております。 通常勤務復帰後も、教育委員会産業医との面接を必要に応じて実施することにより円滑な職場復帰をめざしております。 なお、ストレスチェックについては、令和 4 年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で採用される職員については、大阪府で行うこととし、大阪市から派遣される職員については、大阪府で行うこととなります。
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4（8）⑤
項目	夏期特別休暇の取得を拡大すること。
（回答） 教職員の勤務条件制度につきましては、国や他の自治体の状況を注視しつつ、本市全体の動向のなかで、適切に対処してまいりたいと存じます。 なお、令和4年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で勤務する教職員については、大阪府の制度が適用されることとなります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (8) ⑥
項目	「病気休暇当初3日の無給」の撤廃、時間休の分割取得を認めること。また、1日の振替休暇を半日単位(4時間もしくは3時間45分)に分割して取得できるようにすること。
(回答) 政令市への給与負担等の移譲に伴う教職員の給与・勤務労働条件については、これまで、大阪市立高等学校教職員組合の皆様方と協議を進めてまいりましたが、平成29年4月より府費負担教職員の給与負担等の権限が移譲されたことに伴い、当該教職員に対しても本市規定を適用することとなりました。これにより教育委員会所管の学校園の職員は、本市の職員の休暇に関する規則の適用を受けることとなりました。 平成30年12月よりインフルエンザ等の一定の場合において、14日を超えない病気休暇を取得する場合には、3日無給の特例として取り扱うこととしております。 また、職員の健康保持のため、1日の休日勤務に対し、1日の振替休暇を取得していただいております。 十分に休養を取っていただくとの趣旨でございますので、よろしくお願いいたします。 なお、令和4年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で勤務する教職員については、大阪府の制度が適用されることとなります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4（８）⑨
項目	健康で働き続けるために、すべての学校に、休憩室を設置し、冷暖房設備の改善など、職場環境の改善に努めること。
（回答） 教職員休養更衣室が設置されていない学校については、児童生徒数の推移及び学校スペース状況を勘案し、学校と連携を図りながら、順次進めてまいりました。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (8) ⑪
項目	VDT労働作業基準に沿った業務を推進するとともに、視力低下・頸肩腕・腰痛などVDT作業に伴う健康障害の状況を調査し、防止対策を講じること。
(回答) VDT作業による健康への影響を考慮し、従事する教職員の健康と安全を確保するため、作業管理、作業環境管理、健康管理等について適切な安全衛生の推進を図ることを目的として、平成22年4月に『学校園におけるVDT作業に係る安全衛生指針』を策定し、VDT検診につきましては、定期健康診断の項目として実施してまいりました。 このたび、令和元年7月12日付で発出されました「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」を受け、『学校園におけるVDT作業にかかる安全衛生指針』を廃止し、令和3年4月に『学校園における情報機器作業における安全衛生指針』を策定しました。 指針に基づき、健康管理の対象なる教職員については、適切な作業環境や健康に関する情報を発信するように努めてまいりたいと考えております。 令和4年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で勤務する教職員については、大阪府の安全衛生管理体制に基づき、健康障害防止対策が適切に講じられるよう申し入れを行っております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (9) ①
項目	妊娠障害休暇を産休と別枠で2週間に延長すること。つわり休暇は産前産後休暇とは別枠で1週間とすること。
(回答) 政令市への給与負担等の移譲に伴う教職員の給与・勤務労働条件については、これまで、大阪市立高等学校教職員組合の皆様方と協議を進めてまいりましたが、平成29年4月より府費負担教職員の給与負担等の権限が移譲されたことに伴い、当該教職員に対しても本市規定を適用することとなりました。これにより教育委員会所管の学校園の職員は、本市の職員の休暇に関する規則の適用を受けることとなりました。 なお、令和4年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で勤務する教職員については、大阪府の制度が適用されることとなります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4（9）②
項目	改正均等法による管理職の母性健康管理についての義務を明確にし、周知徹底をはかること。また、講師に対しても権利についての説明の徹底をはかること。
（回答） 制度の趣旨につきましては、今後ともさまざまな機会を通じて周知を図ってまいりたいと存じます。 講師の権利等の労働条件につきましては、講師登録をしていただく際、あるいは実際に学校へ行っていただく際にお示しし、説明させていただいております。 さらに、質問があった際には、学校を通じて説明させていただいておりますが、今後とも十分に説明を行ってまいりたいと考えております。 なお、令和4年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で勤務する教職員については大阪府の制度を適用し、大阪府の制度に基づいて行われるものと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (9) ③
項目	不妊治療に関わる休暇の内容を充実させること。当面、府に合わせて、無給の職免ではなく、特別休暇とし、年6日に増やすこと。
(回答) 不妊治療につきましては、令和2年4月より、不妊治療を受ける為勤務しないことがやむを得ないと認められる場合において、1年間で5日間取得できる、職免制度を導入したところでございます。 令和4年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で勤務する教職員については、大阪府の制度が適用されることとなります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (9) ④
項目	妊娠中の教職員に対し、労働軽減のための措置を講ずること。また、体育実技軽減のための講師の配置を妊娠判明時より速やかに行うこと。
(回答) 妊娠中の体育実技担当教員に対する軽減措置については、妊娠判明時より申請に基づき、非常勤講師を配置することといたしております。また、妊娠中の養護教諭に対する軽減措置についても、妊娠判明時より配置を必要とする期間が課業期間中 30 日以上に及ぶ場合には、臨時講師を配置することといたしておりますが、令和 4 年度に高等学校が大阪府に移管されることから、今後は大阪府の制度に基づいて行われるものと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (9) ⑤
項目	流産のための特別休暇を新設すること。
(回答) 教職員の勤務条件制度につきましては、国や他の自治体の状況を注視しつつ、本市全体の動向のなかで、適切に対処してまいりたいと存じます。 なお、令和4年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で勤務する教職員については、大阪府の制度が適用されることとなります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (9) ⑥
項目	産前産後休暇を産前 8 週(多胎妊娠は 16 週)、産後 10 週の通算 18 週とすること。また、通算制、本人申請を厳守し、不当な干渉を行わないこと。
(回答) 産前産後休暇につきましては、国や他の自治体の状況を注視しつつ、本市全体の動向のなかで、適切に対処してまいりたいと存じます。 産休の申請につきましては、本人の希望はできる限り尊重しているところでございますが、規程の趣旨に沿って申請していただくようお願いいたします。 なお、令和 4 年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で勤務する教職員については大阪府の制度を適用し、大阪府の制度に基づいて行われるものと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (9) ⑦
項目	更年期障害のための休暇、通院の保障、勤務時間や職務の軽減などの措置を行うこと。
(回答) 更年期障害のための職務の軽減措置を行うことは、現在の財政事情の下では困難でございます。 教職員の勤務条件制度につきましては、国、並びに他の自治体の状況を注視しつつ、本市全体の動向のなかで、適切に対処してまいりたいと存じます。 なお、令和4年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で勤務する教職員については、大阪府の制度が適用されることとなります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (10) ③
項目	育児時間を1日2時間、3歳までに延長すること。
(回答) 教職員の勤務条件制度につきましては、国や他の自治体の状況を注視しつつ、本市全体の動向のなかで、適切に対処してまいりたいと存じます。 なお、令和4年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で勤務する教職員については、大阪府の制度が適用されることとなります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (10) ④
項目	育児職免を有給とすること
(回答) 育児に関する職務免除については、大阪市全体に関わる問題でございますので、市の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。 なお、令和4年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で勤務する教職員については、大阪府の制度が適用されることとなります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (10) ⑤
項目	子の看護休暇の日数を増やし、子どもの人数に応じて付与すること。また、義務教育終了までを対象とすること。
(回答) 教職員の勤務条件制度につきましては、国や他の自治体の状況を注視しつつ、本市全体の動向のなかで、適切に対処してまいりたいと存じます。 なお、子の看護休暇につきましては、平成 31 年 4 月より、対象範囲を中学校就学前までの子に拡大したところでございます。 なお、令和 4 年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で勤務する教職員については、大阪府の制度が適用されることとなります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (10) ⑥
項目	<u>育児短時間勤務制度を現場の実態に合わせて改善すること。</u>育児短時間勤務制度取得者を定数外とすること。代替職員を常勤で確保する、非常勤代替職員については引き継ぎ時間を確保するなど、現場の負担を軽減すること。
(下線部のみ回答) 教職員の勤務条件制度につきましては、国や他の自治体の状況を注視しつつ、本市全体の動向のなかで、適切に対処してまいりたいと存じます。 なお、令和4年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で勤務する教職員については、大阪府の制度が適用されることとなります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (10) ⑦
項目	<u>介護を理由とした退職者を生まないため、介護休暇の期間を延長し、年度が替わったら再取得可能にすること。また、復職可能な休職制度や、時間単位の運用、有給保障の充実、常勤講師の代替など、権利行使のしやすい制度に改正していくこと。事務職員や技術職員についても代替者配置すること。</u>
(回答) (下線部のみ回答) 教職員の勤務条件制度につきましては、国や他の自治体の状況を注視しつつ、本市全体の動向のなかで、適切に対処してまいりたいと存じます。 なお、介護休暇の時間単位の取得につきましては、勤務時間の始め又は終わりに引き続く連続した4時間以内の必要な時間で運用されているところでございます。 なお、令和4年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で勤務する教職員については、大阪府の制度が適用されることとなります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (10) ⑧
項目	短期介護休暇の日数を増やし、要介護人が多い場合の日程上限を増やすこと。
(回答) 教職員の勤務条件制度につきましては、国や他の自治体の状況を注視しつつ、本市全体の動向のなかで、適切に対処してまいりたいと存じます。 なお、令和4年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で勤務する教職員については、大阪府の制度が適用されることとなります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (11)
項目	職場でのセクシュアルハラスメントを一掃するために、市教委、管理職の配慮義務を明確にし、施設面での改善、職員への啓発研修などを行い、点検をすること。また、セクシュアルハラスメントの起因する問題が生じた際には、尊厳を守るための措置を迅速に講じること。
(回答) セクシュアル・ハラスメントについては、教職員へのセクシュアル・ハラスメント防止周知用プリント、及び「セクシュアル・ハラスメントの防止に関するガイドライン」を各校園に配付し周知を図っており、管理監督者においては、日頃から教職員へ注意を喚起し、各職場において研修を実施するなど、その認識を深めるように通知しております。 また、きめ細かい対応ができるように、校園長等管理監督者、教育委員会窓口に加えまして、外部の相談窓口として弁護士事務所において相談を受ける窓口を設置しております。 今後とも、様々なハラスメントの防止のみならず、お互いの人権が守られ、相互に理解し合える職場環境づくりに努めて参ります。 なお、具体的な事象が生じた場合につきましては、服務上の観点から事実確認を行い、大阪市職員基本条例に基づき、厳正に対処してまいりたいと存じます。 令和4年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で勤務する教職員については、大阪府の制度が適用されることとなります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当

番号	4 (12)
項目	パワー・ハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを進めるため、校長等管理職へはもとより、全教職員に対し、啓発、研修をおこない、総合的・組織的な防止対策を講じること。また、相談体制を整備し、的確な対応をとれるようにすること。
(回答) パワー・ハラスメントにつきましては、職員の尊厳を不当に傷つけ、その能力の有効な発揮を妨げるばかりでなく、職場秩序や業務の遂行を阻害し、学校園にとっても大きな損失をもたらすものであると認識しており、平成 29 年 1 月に、「学校園におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する指針」及び「同運用の手引き」を策定し、校園長に対して、教職員へ周知徹底並びに、パワー・ハラスメントのない、より良い職場環境の形成の取組を一層推進するよう通知し、併せて教職員向けにハラスメントの相談を受ける窓口を設置しております。 また、令和 2 年 10 月に国からパワー・ハラスメントを防止するための措置について適切に対応するよう要請されていることを受け、大阪市職員基本条例に懲戒処分の対象となる非違行為の類型としてパワー・ハラスメントを定め、「服務監察だより」で周知しております。 今後とも、お互いの人権が守られ、相互に理解し合える職場環境づくりに努めて参ります。 なお、令和 4 年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で勤務する教職員については、大阪府の制度が適用されることとなります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当

番号	5 (6)
項目	超過勤務の解消を図ること。やむをえず超過勤務を命ずる場合は「無用の拘束」を強制することなく実態にそって超過勤務手当を支払うこと。
(回答) 超過勤務については、事前に管理職からの命令のもと行い、実態にそって支払われるものと考えております。 なお、令和4年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で勤務する教職員については、大阪府の制度が適用されることとなります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	5 (7)
項目	健康で働き続けられるよう、休憩時間取得の徹底、休暇制度の改善をおこなうこと。当面、時間年休の分割取得・夏季休暇の半日運用、「病気休暇当初3日の無給」の撤廃と病気休暇の時間取得の取得要件を緩和すること。
(回答) 休憩時間や休暇などの勤務条件制度につきましては、適切な運用が行われるように周知に努めており、制度の解説を記載した「勤務条件制度の手引き」をSKIPポータルへ掲載し、周知を図っているところであります。 政令市への給与負担等の移譲に伴う教職員の給与・勤務労働条件については、これまで、大阪市立高等学校教職員組合の皆様方と協議を進めてまいりましたが、平成29年4月より府費負担教職員の給与負担等の権限が移譲されたことに伴い、当該教職員に対しても本市規定を適用することとなりました。これにより教育委員会所管の学校園の職員は、本市の職員の休暇に関する規則の適用を受けることとなりました。 平成30年12月よりインフルエンザ等の一定の場合において、14日を超えない病気休暇を取得する場合には、3日無給の特例として取り扱うこととしております。 なお、平成31年4月より、がん等の定期的な治療・診断が必要となる病気休暇につきましては、1時間単位での取得を可能としております。 今後とも引き続き、給与・勤務労働条件につきましては、本市全体の動向を注視しつつ、適切に対処してまいりたいと考えております。 令和4年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で勤務する教職員については、大阪府の制度が適用されることとなります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	6（4）
項目	年休の時間単位での取得に 40 時間制限を撤廃すること。
（回答） 労働基準法の改正に基づき定められた制度であり、法改正に基づく制度改正での対応となるため、ご要求いただきました年休の時間単位での取得に 40 時間制限を撤廃することについては困難でございます。 なお、令和 4 年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で勤務する教職員については、大阪府の制度が適用されることとなります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	6（6）
項目	労災防止の周知の徹底をはかり、各職場に於ける対応等について使用者としての責任で不備がないかチェックすること。
（回答） 労働安全衛生の観点から、労災事故を防ぐための安全教育及び環境整備を図ることは重要と考えております。 令和３年度におきましても、「安全作業の手引き」の改訂を行い、管理作業員だけでなく、管理職に対しても安全教育を行う内容と考えております。 引き続き、平成２２年度より発行しております「労安通信」等を活用しながら注意喚起を図ってまいりたいと考えます。 令和４年度に高等学校が大阪府に移管されることから、大阪府で勤務する教職員については、大阪府の安全衛生管理体制に基づき、公務災害防止の取り組み等が適切に講じられることとなっております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	6（7）
項目	学校現場において、管理作業員が関わる施設設備を改善すること。特に、安全に作業するための作業室の設置、作業スペースの確保、薬剤散布後など衛生面に配慮したシャワー室の設置を要求する。
（回答） シャワーにつきましては、学校内各所に設置しておりますシャワーも活用していただき、衛生面の管理をしていただければと考えております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課

番号	6 (10)
項目	時間外勤務については本人の合意を前提とし、実態に応じた時間外命令を出し不払い労働を根絶すること。
(回答) ご要求の時間外勤務につきましては、労働基準法に基づく、いわゆる 36 協定の締結を行い、勤務命令に基づき、正規の勤務時間を超えて勤務を行うものであると考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当